

年 月 日	
(提出先) 川越市保健所長 <div style="text-align: center;"> 開設者 住 所 氏 名 電話番号 診療所・助産所開設届 </div>	
医療法第8条の規定により、次のとおり届け出ます。	
名 称	
開 設 の 場 所	電話番号 F A X 番号
診 療 科 目	
診	開設者が現に病院若しくは診療所を開設し、若しくは管理し、又は病院若しくは診療所に勤務するものであるときは、その旨
療	
所	開設者が同時に2以上の病院又は診療所を開設しようとするものであるときは、その旨
助	開設者が現に助産所を開設し、若しくは管理し、又は病院、診療所若しくは助産所に勤務するものであるときは、その旨
産	
所	開設者が同時に2以上の助産所を開設しようとするものであるときは、その旨
敷 地 面 積	m ²
建 物 の 構 造 及 び 医 療 機 関 部 分 の 面 積	鉄骨又は鉄筋コンクリート ブロック 木造 その他 () 階建ての 階部分 (自己所有・借家) m ²

診療に従事する医師及び歯科医師の氏名、担当診療科名、診療日及び診療時間

氏名	診療科名	診療日	診療時間

業務に従事する助産師の氏名、勤務日及び勤務時間

氏名	勤務日	勤務時間	摘要

嘱託医師の住所及び氏名又は嘱託した病院若しくは診療所の所在地及び名称（分娩を取り扱う助産所に限る。）

住所（所在地）	氏名（名称）	診療科名

嘱託医師による対応が困難な場合のために嘱託する病院又は診療所の所在地及び名称（分娩を取り扱う助産所に限る。）

所在地	名称	診療科名

薬剤師、栄養士、診療放射線技師、臨床・衛生検査技師、歯科技工士、歯科衛生士、看護師、准看護師又は助産師

氏名	職名・職種	免許登録年月日	登録地・番号	摘要

備考

- 1 診療所を開設する場合は、開設者の臨床研修修了登録証（開設者が医師法第7条の2第1項の規定による厚生労働大臣の命令又は歯科医師法第7条の2第1項の規定による厚生労働大臣の命令を受けた者である場合にあっては、臨床研修修了登録証及び再教育研修修了登録証）を添付すること。
- 2 助産所を開設する場合は、開設者の免許証（開設者が保健師助産師看護師法第15条の2第1項の規定による厚生労働大臣の命令を受けた者にあっては、免許証及び再教育研修修了登録証）を添付すること。
- 3 管理者の臨床研修修了登録証又は免許証の写し及び履歴書を添付すること。
- 4 診療に従事する医師及び歯科医師の臨床研修修了登録証又は免許証の写し及び履歴書並びに業務に従事する助産師の免許証の写し及び履歴書を添付すること。
- 5 分娩を取り扱う助産所については、医療法施行規則第15条の2第1項の嘱託医師に嘱託した旨の書類（同条第2項の規定により病院又は診療所に嘱託した場合にあっては、当該病院又は診療所が診療科名中に産科又は産婦人科を有する旨の書類及び当該病院又は診療所に嘱託を行った旨の書類）及び同条第3項に規定する病院又は診療所に同項の規定による嘱託をした旨の書類を添付すること。